

どちらの答えも **X** です。

① 歩道では、歩行者を優先させなければいけません。

② 自動車の様に、1回の動作で右折することはできません。

一度、直進し交差点を渡り、右側の信号が青になるのを待って

交差点を渡たり、交差点の右折が完了します。2回の動作が必要

になります。

自転車の危険行為による歩行者の死亡事故も起きています。

危険行為は、14類型有ります。

違反すると、『違反切符』を切られます。

3年で、2回『違反切符』を切られると、受講対象となります。

都内で1回、神奈川で1回、これでも2回となり受講対象です。

この受講は、3時間、5,700円を払い、ルールの学習を行います。講習を聞くだけでなく、テストや感想文を書かされるそうです。

受講しない場合、5万円以下の罰金になります。

成人からだけではなく、14歳以上に適用されます。

# 14類型の危険行為

- ① **飲酒運転**(酒酔いの場合) 5年以下の懲役又は、100万円以下の罰金です。  
自動車と同じ、『飲んだら乗るな』です。
- ② **信号無視** 進行方向の信号が赤の時は止まりましょう。
- ③ **通行禁止違反** 道路標識等で通行が禁止されている場所での通行です。原則、自転車は車道を通行です。
- ④ **遮断踏切立ち入り** 遮断機の下りている踏切に入っては駄目です。
- ⑤ **歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)**  
道路標識で通行可、運転者が幼児の場合、歩道を走る事が出来ます。ただし、歩行者に注意し徐行(確実に直ぐ止まるスピード)する義務があります。歩道をスピードを出して走ると、レッドカードをもらうかも。

- ⑥ **通行区分違反** 自転車道があるときは、自転車道を通行します。  
ないときは、車道の左側を車の流れと同じ方向に走ります。逆走は禁止です。
- ⑦ **路側帯通行時の歩行者の通行妨害**  
歩行者最優先を心がけ、歩いている人を妨げてはだめです。
- ⑧ **交差点安全進行義務違反**  
信号・標識のない交差点では、優先道路を走る車両が優先されます。自動車と同じです。
- ⑨ **交差点優先車妨害**  
優先道路上の直進車や左折車の邪魔をしてはいけません。

- ⑩ **環状交差点での安全進行義務違反** 環状交差点(ドーナッツ状で一方通行になっている)に入るときは徐行で進入します。
- ⑪ **指定場所一時不停止違反** 「止まれ」の標識や、停止線など、一時停止する所では、自転車も停止しなければなりません。
- ⑫ **歩道通行時の通行方法違反** 歩道通行可・運転者が幼児で、歩道を走るときは、車道寄りを徐行し、歩行者の邪魔をしてはいけません。

⑬ **制御装置(ブレーキ)不良自転車運転**

ブレーキが無い、正常に作動しない、前輪、後輪どちらか片方にしかブレーキが付いていない  
自転車で公道を走ると、違反になります。

⑭ **安全運転義務違反** 自転車の運転者は、ハンドル、ブレーキ

操作等を確実にを行い、他人に危害を及ぼさない様  
運転しなければいけません。

携帯電話をしながら、音楽を聴きながら、傘を差し  
ながら、夜間の無灯火などは、NGです。

自転車は車と同じ車両です。ルールを守り、安全運転をお願いします。